

福祉・介護職員処遇改善加算等の情報公開について

合同会社ばとん
児童発達支援事業所ばとん

当事業所では、福祉・介護職員処遇改善加算および特定処遇改善加算、ベースアップ加算の申請を行い取得しております。
具体的な取り組みについては以下に記載させていただきます。

1. 算定するにあたっての要件について

要件は以下の通りとなっております。

(要件)

- A. 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- B. 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C. 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

Cの中にある「見える化」とは、福祉サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表するというものになります。

以上の要件に基づき、処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

(取り組み)

- (1) 入職促進に向けた取組
 - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
- (2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。
- (3) 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備。
 - ・有給休暇が取得しやすい環境の整備。
 - ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮。
- (4) 腰痛を含む心身の健康管理
 - ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。
- (5) 生産性向上のための業務改善の取組
 - ・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備。
 - ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の

軽減。

(6) やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。

2. 賃金の改善について

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算について

職員の賃金の向上に努めています。

制度の対象職員に基本給や毎月の手当で支給し加算額の残額を賞与と合わせ分配しています。また、対象外の職種も可能な限りではあるが事業所負担で処遇改善を実施しています。

(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

経験年数や業務内容、役職により賃金の向上に努めています。

制度の対象職員に基本給や毎月の手当で支給し加算額の残額を賞与と合わせ分配しています。また、対象外の職種も可能な限りではあるが事業所負担で処遇改善を実施しています。

(3) ベースアップ加算

主に介護職員に従事している者の賃金の向上に努めています。

制度の対象職員に毎月の手当で支給し加算額の残額を賞与と合わせ分配しています。

当手当は 3分の 2 以上を毎月の手当で支給し、残額を年 2 回の賞与で支給しています。

※配分比率は業務遂行能力や勤務年数を考慮して法人が決定しています。